

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

東京都足立区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険法に定められた保険給付の支給、保険料の徴収等に関する事務
②事務の内容 ※	「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に基づき以下の事務を行う。 1. 資格・賦課関連業務 ①国民健康保険(以下「国保」という。)加入者を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。 ②住民基本台帳の異動等による国保資格取得又は喪失に係る届け出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理を行う。 ③資格の異動に伴う資格確認書または資格情報のお知らせ及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収を行う。 ④国保加入者等の賦課関係情報を取得若しくは申告により入手し、賦課台帳を作成する。賦課台帳の内容に基づき、国保料を決定、変更及び対象世帯の世帯主へ通知する。 ⑤国保料の減免等に関する申請による国保料の決定を行う。 ⑥高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定する。 ⑦国保資格情報を庁内の各システムへ連携する。 ⑧国保資格情報を国保情報集約システムと連携する。 2. 給付関連業務 ①東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)を通して医療機関から提出される診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)をもとに、国保連を通して医療機関への支払を行う。 ②該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費)の申請受付及び支払を行う。 ③被保険者からの申請に基づき、所得区分に応じた限度額適用認定証等を交付、発送する。 ④災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請をうけ、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定を行う。 ⑤交通事故等の第三者行為が原因で被保険者の医療費を足立区が立て替えた場合、過失割合に応じて第三者へ医療費を請求する。 ⑥不当利得による返還の請求を行う。 ⑦国保高額該当情報を国保情報集約システムと連携する。 3. 収納管理関連業務 ①賦課された国保料の収納情報を管理する。 ②過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知を行う。 ③納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付を行う。 ④国保料を滞納している納付義務者に対し、納付交渉、催告書の送付、財産調査、滞納処分等を行う。 ⑤電話による納付勧奨を行う。 ※ 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合も含む。 ※ 区民等への通知については、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。 【情報提供ネットワークシステム(中間サーバー・プラットフォーム)に係る事務】 4. 情報照会 番号法および主務省令に基づき、国保に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 5. 情報提供 他機関からの情報照会に対応するために、国保に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。 (次ページに続く)

	(前ページからの続き) 【オンライン資格確認等システムに係る事務】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国保システム
②システムの機能	1. 資格情報管理 被保険者の資格情報を把握し管理する機能 被保険者に資格確認書および各種証等を発行し管理する機能 2. 賦課機能 被保険者の所得情報を把握し管理する機能 保険料を決定し被保険者に保険料を通知し通知書及び納付書を発行する機能 3. 収納機能 保険料の収納状況を把握し、還付・充当を行う機能 口座情報を管理する機能 4. 給付情報管理 被保険者の所得情報を把握し、保険給付に必要な所得区分を判定する機能 保険給付情報を把握し、保険給付の支給を行う機能 5. システム管理機能 ユーザー管理機能、バッチ状況管理機能、ログ情報管理機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (国保滞納管理システム・介護保険システム、申請管理システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国保滞納管理システム
②システムの機能	1. 国保料の滞納整理情報管理機能 滞納者照会機能 納付交渉の経過記録機能 分割・収納管理機能 財産調査・滞納処分機能 ※本システムにおいて個人番号は取り扱わない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （国保システム）
システム3	
①システムの名称	共通機能(団体内統合宛名機能)
②システムの機能	1 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号の管理を行う ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 2. 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、 情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイル登録の中継 ・符号の取得要求 ・中間サーバーからの4情報照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継(団体内統合宛名番号単位)
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （国保システム）

システム4									
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム								
②システムの機能	※中間サーバー・プラットフォームは、地方公共団体情報システム機構(JLIS)が整備するハードウェアと、国(総務省)が整備する中間サーバー・ソフトウェアから成る。以降の説明において、とくに明記していない場合は、「中間サーバー・プラットフォーム」は中間サーバー・ソフトウェアを含んで機能するシステムを表す。 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバー・プラットフォームと既存システム、共通機能(団体内統合宛名機能)及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバー・プラットフォームと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☒ 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>☒ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr> <tr> <td>☐ その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム	☒ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 (	)
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム								
☒ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 (	)								

システム5	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、区市町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 データ連携用PCにより、被保険者資格異動に関するデータを区市町村から国保連へ送信する。 (2)被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)の受信 都道府県内の区市町村間を転居した場合、転出区市町村と転入区市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、該当区市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 区市町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地区市町村から国保連へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地区市町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地区市町村から転入地区市町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地区市町村高額該当情報データ)を作成し、転入地区市町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 データ連携用PCにより、被保険者資格異動に関するデータを区市町村から国保連へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連は、区市町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。 ※ファイル転送機能とは、区市町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、区市町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (データ連携用PCを介して国保システム)

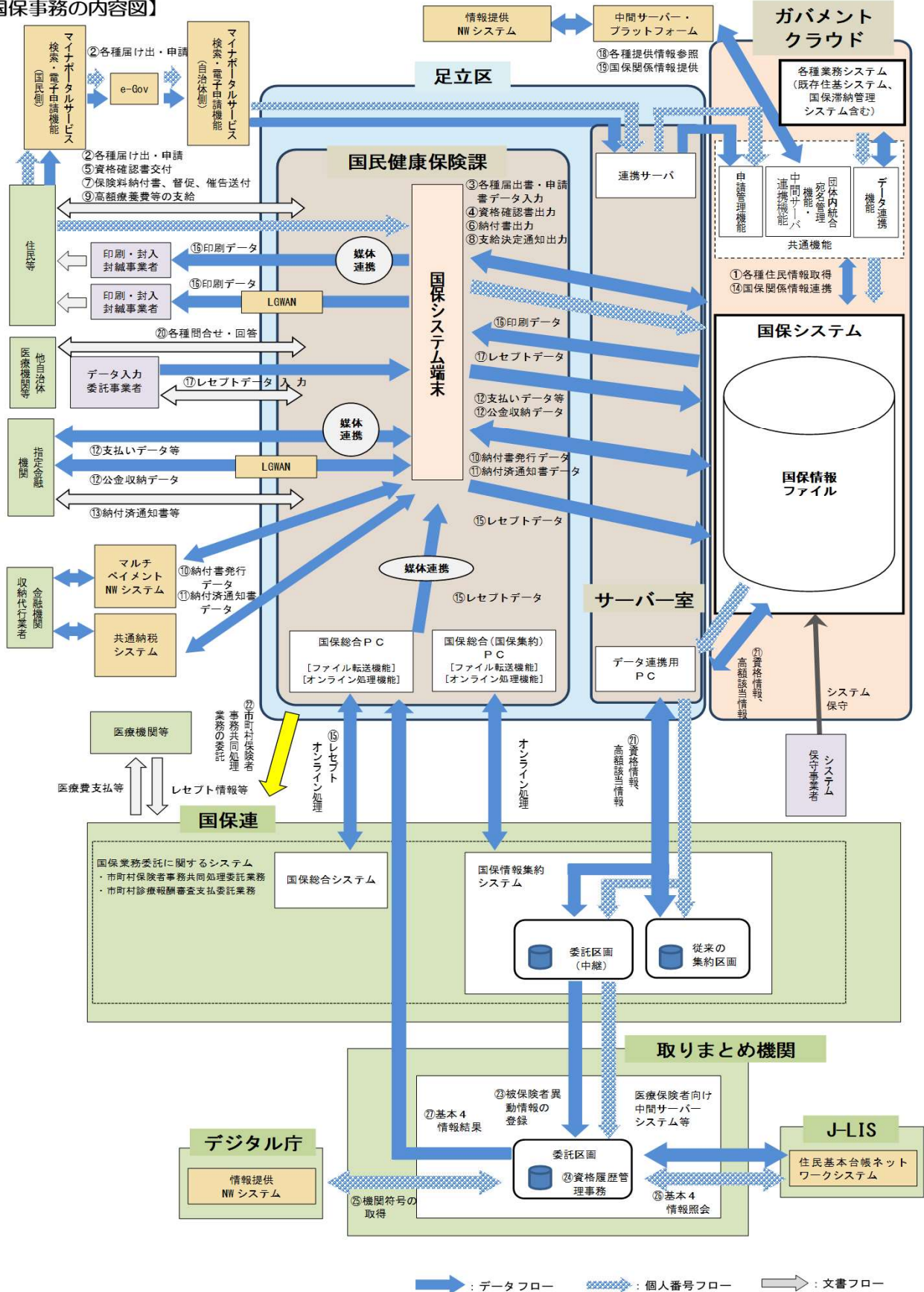
システム6～10									
システム6									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 なお、区市町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 ③オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 ①機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 ②情報照会 及び ③情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・区市町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 ④情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (3)本人確認事務に係る機能 ①個人番号取得 及び ②基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・区市町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☐ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☒ その他 (国保総合(国保集約)システム)</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☒ その他 (国保総合(国保集約)システム)	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☐ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☒ その他 (国保総合(国保集約)システム)									

システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （申請管理システム、e-Gov電子申請サービス）
システム8	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・【連携サーバ】 サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 ・【申請管理システム】 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。および電子申請データを地方公共団体の基幹システムに連携する(受け渡す)機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （国保システム、サービス検索・電子申請機能）
システム9	
システム10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
国保情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	国や他の自治体等と個人番号を利用して情報連携することで、より効率的かつ正確に被保険者の国保情報を把握することができる。また、被保険者が各種証明書を取得する手間を簡略化でき、被保険者の利便性の向上にも繋がるため個人情報を取り扱う必要がある。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要がある、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	国や他の自治体等に文書で照会を行っていたものを特定個人番号を利用して情報連携することで、被保険者の所得情報や住民情報のやりとりが、より効率的かつ正確に行えるようになる。 国や他の自治体等と特定個人情報を利用して情報連携することで、被保険者が各種証明書を取得する手間や、行政の手続きを簡略化でき被保険者の利便性の向上に繋がる。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表 ①照会できる特定個人情報 69、70、71 ②提供する特定個人情報 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

【国保事務の内容図】



(備考)

1. 住民情報の連携

①各種住民情報を庁内連携システム(データ連携機能)経由で取得する(既存住基システムからの連携は個人番号を含む)。

2. 各種届け出、申請の受付(マイナポータル「サービス検索・電子申請」からの申請含む)

- ②住民または被保険者から、各種届出書、申請書を受け付ける。
- ③紙媒体の各種届出書、申請書を国保システムに登録する。
- ④届出書が加入や変更の場合に資格確認書または資格情報のお知らせを出力する。
- ⑤被保険者に資格確認書または資格情報のお知らせを交付する。
- ⑥賦課計算を行い納付書を出力する。
- ⑦納付書を被保険者に交付する。
- ⑧高額療養費等を計算し支給決定通知を出力する。
- ⑨高額療養費等を支給する。

3. 納付済情報の取得・登録・送付

- ⑩納付書発行データをマルチメントNWシステムおよび共通納税システムを経由して送付する。
- ⑪納付済通知書データをマルチメントNWシステムを経由して取得する。
- ⑫指定金融機関と公金収納データ、支払いデータ等を連携する。
- ⑬指定金融機関から納付済通知書情報を取得する。

4. 滞納情報の管理

⑭国保システムから滞納管理システムへ国保情報を連携し、滞納管理システムで管理する滞納情報を国保システムへ連携する。滞納管理システムでは個人番号(マイナンバー)は扱わない。

5. 市町村診療報酬審査支払業務

- ⑮レセプト照会、過誤・再審査申立てなどを行う。
 - ・保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を国保連に委託する。
 - ・国保連よりレセプトデータや各種審査情報の提供を受ける。
 - ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

6. 大量送付物の委託

⑯納付書、資格確認書及び資格情報のお知らせなど、出力帳票が大量の場合は、印刷・封入封緘を事業者に委託する。

7. データ入力委託

⑰柔整レセプトなど大量のデータはデータ入力を事業者に委託する。

8. 照会、更新、提供、データ連携

- ⑱国保関係情報を庁内連携システム経由で各業務システムへデータ連携する。
- ⑲加入・喪失手続きや賦課計算、支給事務で他自治体等の情報が必要な場合は、中間サーバーを介して情報照会を行う。
- ⑳国保関係情報を中間サーバーへ提供する。
- ㉑他自治体、医療機関、他保険者との資格照会などを行う。

9. 東京都が国保情報集約システムの運用を委託した国保連との情報連携

㉒データ連携用PCを介して国保連と国保システムとの間で資格情報及び高額該当情報をデータ連携する。

10. 市町村保険者事務共同処理業務

㉓国保の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、都内全被保険者の資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要がある。これらの業務を行うために、「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連へ委託する。

なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用する。

㉔オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

11. オンライン資格確認の準備業務

㉕医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務

オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。

㉖医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

12. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

㉗取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。

㉘取りまとめ機関は、上述のJ-LIS照会の結果を、市町村へ通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国保情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主	
	その必要性	被保険者の資格情報・所得情報・収納情報・給付情報等を正確かつ効率的に管理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	【識別情報】 個人番号:個人番号:対象者を正確に特定し、国保情報集約システムへ連携するために保有 その他業務別情報(内部番号):対象者を識別するキー情報となるため保有 【連絡先等情報】 通知書等を発送する業務、問合せ業務、国保資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために保有 【業務関係情報】 地方税関係情報:主に賦課業務、各証の所得区分判定業務等に利用するために保有 医療保険関係情報:主に給付業務等に利用するために保有 生活保護・社会福祉関係情報:主に国保資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために保有 介護・高齢者福祉関係情報:主に保険料を年金から特別徴収するために保有 年金関係情報:主に保険料を年金から特別徴収するために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	区民部国民健康保険課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、区内の16か所の区民事務所、介護保険課、区内の6か所の福祉課、課税課) [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [○] その他 (国保連)
②入手方法	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)
③入手の時期・頻度	・被保険者もしくはその世帯構成員の住民異動発生時(随時) ・被保険者もしくはその世帯構成員の国保資格に関わる異動発生時(随時) ・被保険者もしくはその世帯構成員の所得に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の介護特別徴収に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の給付に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の生活保護等に関わる異動発生時(随時) <国保連からの入手> 以下の時期・頻度で国保連から特定個人情報を入手する。 (1)資格継続業務 国保に関する都道府県単位の被保険者資格情報は、平成30年4月1日以降、日次で入手する。 (2)高額該当の引き継ぎ業務 転出地区市町村から転入地区市町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報は、平成30年4月1日以降、月次で入手する。
④入手に係る妥当性	・国民健康保険法第9条第1項及び第9項により、足立区国保に関わる各届け出等は都度、本人又は本人の代理人の届け出により入手する。 ・国民健康保険法第9条第14項により住民異動が発生し、戸籍住民課で住民異動届が受理された都度、庁内連携システムを介して戸籍住民課より入手する。 ・他の事務担当課(課税課、区内6か所の福祉課、介護保険課等)や他の市町村が管理する情報は、事務の遂行上、常に最新で正確なものを把握する必要があるため、更新が発生した都度、庁内連携システムを介して入手する。 ・国保連が管理する情報は、事務の遂行上、常に最新で正確なものを把握する必要があるが、国保システムと国保連システムは連携されてないため、定期的(日次・月次)に電子記録媒体を介して入手する。 <国保連からの入手> 国保に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 (1)資格継続業務 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 (2)高額該当の引き継ぎ業務 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。
⑤本人への明示	・国民健康保険法の規定に基づく届け出時に、被保険者やその世帯構成員から特定個人情報を直接入手するため、窓口の記載台等を使用目的を掲示しておくとともに、必要に応じて口頭で説明する。 ・番号法第9条第2項の規定に基づく庁内連携や、同法第19条第8号の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを介した情報連携によって、被保険者やその世帯構成員以外から特定個人情報を入手する場合もあるため、関係法令等について、ホームページで広く周知する。

⑥使用目的 ※		国保資格取得等の受付、本人確認、正確な保険料決定を行うため	
	変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	国民健康保険課、区内16か所の区民事務所、特別収納対策課	
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		以下の場合に特定個人情報を利用する。 1.申請書、届出書等を受理する場合 ①特定個人情報が記載された申請書、届出書等を受理審査する。 ②「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請、届出等された電子申請データの受理審査をする。 2.国保システム内にある特定個人情報を業務で利用する場合 システムに特定個人情報ファイル(データ)を入力・登録する。 他の事務担当課(戸籍住民課等)から国保システムに特定個人情報ファイルを取り込む。 3.情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に特定個人情報を提供する場合 国保システムから他実施機関に特定個人情報ファイル(データ)を提供する。 4.情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)から特定個人情報を参照する場合 中間サーバーから国保システムに他実施機関の特定個人情報ファイルを取り込む。	
	情報の突合 ※	①被保険者本人又は代理人、他部署から入手した情報(レコード)は、個人番号、もしくは氏名・生年月日・性別・住所の4情報と突合する ②他市町村等(中間サーバー)から入手した情報(レコード)は、個人番号と突合する ③「サービス検索・電子申請機能」から入手した情報(レコード)は、申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報(利用者証明用電子証明書のシリアル番号と宛名番号)と突合する	
	情報の統計分析 ※	被保険者数の推移・保険料の分布等の統計処理は実施しているが、個人番号そのものを識別し対象とする統計分析は実施しない。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・ 国保資格の得喪の決定 ・ 資格確認書、資格情報のお知らせ、特別療養費の支給に係る事前通知、療養費の給付に係る事前通知等の交付 ・ 国保料の決定 ・ 国保に関わる各種通知文書の通知決定 ・ 国保の給付決定 など	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (11) 件	
委託事項1	国保システム保守委託	
①委託内容	国保システムの保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主	
その妥当性	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (足立区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。)	
⑤委託先名の確認方法	下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	①再委託事業者名等(所在地・事業者名・代表者名)②再委託理由③再委託業務内容④再委託先が取り扱う情報⑤再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を書面により委託先に提出させ、その妥当性を勧告のうえ内部決裁を経て再委託を許諾する。
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、設計・製造・試験およびアプリケーション保守業務の一部を再委託先に委託する。

委託事項2～5		
委託事項2		国保業務委託
①委託内容		国保業務のサービス設計及び運營業務の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主
	その妥当性	窓口、電話、内部事務の業務の効率化を図るために国保に関わる業務のサービス設計及び業務運営を委託する。当該委託業務で業務手順書等の作成及び窓口受付時の申請書・届出書の記載内容確認等でオンライン画面を操作するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (足立区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。)
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		株式会社DACS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		データ入力作業委託
①委託内容		国保システムへのデータ入力作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主
	その妥当性	業務の効率化・正確性の向上を図るためにデータ入力作業を委託している。当該委託業務でレセプトに記載されている情報項目等をシステムに入力するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日比谷情報サービス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		国保システム運用作業委託
①委託内容		国保システムの運用で発生するオペレーション作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主
	その妥当性	国保システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム課内にて足立区で指定する端末機器より国保システムの操作を行う。)
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、運用作業の一部を再委託先に委託する。

委託事項5		中間サーバー・プラットフォームへの特定個人情報登録等に係る事務
①委託内容		中間サーバー・プラットフォームの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバー・プラットフォームとの接続環境整備等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者（資格喪失した被保険者を含む）及び擬制世帯主
	その妥当性	番号法第19条8号および主務省令で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （ 共通機能（団体内統合宛名機能） ）
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・ 再委託の必要性 ・ 再委託先の選定基準 ・ 再委託先の委託管理方法 ・ 再委託先の名称、代表者及び所在地 ・ 再委託する業務の内容 ・ 再委託する業務に含まれる情報の種類 ・ 再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、非定型業務にあたるシステム改修の設計、製造、検証作業の一部を再委託先に委託する。

委託事項6～10		
委託事項6		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務のみであり、国保の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主(過去に擬制世帯主であった者を含む)
	その妥当性	- 平成30年4月1日以降、都道府県単位で被保険者資格情報や高額該当情報を引き継ぐための情報を管理する必要がある。 - 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するか否かを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定するため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 - 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条」によって保険給付を受ける権利は2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定期間情報についても管理する必要がある。 - なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国保の療養給付等の審査・支払業務そのものには個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		国保連
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報等について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)、及び国保総合(国保集約)システムの保守業務など。

委託事項7		国保業務委託	
①委託内容		国保業務のサービス設計及び運営業務の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主	
	その妥当性	窓口、電話、内部事務の業務の効率化を図るために国保に関わる業務のサービス設計及び業務運営を委託する。当該委託業務で業務手順書等の作成及び窓口受付時の申請書・届出書の記載内容確認等でオンライン画面を操作するため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (足立区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。)	
⑤委託先名の確認方法		下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項11～15		
委託事項11	申請管理システム運用保守委託	
①委託内容	申請管理システムにて行う各種処理の実行	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主(過去に擬制世帯主であった者を含む)	
その妥当性	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (足立区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。)	
⑤委託先名の確認方法	下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、運用作業の一部を再委託先に委託する。
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (26) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	別表_Ⅱ-5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する提供・移転先
①法令上の根拠	別表_Ⅱ-5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する①法律上の根拠
②提供先における用途	別表_Ⅱ-5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する②提供先における用途
③提供する情報	別表_Ⅱ-5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する③提供する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	別表_Ⅱ-5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する②提供先における用途の事務の都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜足立区における措置＞ ・届出書等の紙媒体については、施錠ができるキャビネットに保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能に関しては、常時施錠されたオペレーションルームにて個人番号付電子申請データを管理しており、入退室には指紋認証等の厳重な入退室管理を実施している。 ・事業者に関しては、事前に本番アクセスの申請を許可された者のみ個人番号付電子申請データベースへのアクセスを可能としている。 ・サービス検索・電子申請機能は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。 ＜e-Gov電子申請サービスにおける措置＞ ・e-Gov電子申請サービスに関しては、個人番号付電子申請データに事業者がアクセスできないようにアクセス制御を実施している。 ・e-Gov電子申請サービスは、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [10年以上20年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	国保料の徴収権・請求権の時効は2年であるが、資格情報及び滞納情報は滞納整理を行う根拠となるため、債務の承認による時効の中断も含め、時効到来あるいは不納欠損処理等の事務処理終了までを保管期間とする。											

③消去方法	<足立区における措置> ① 届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ② 共有フォルダに一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、完全に消去する。 ③ 連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 特定個人情報の消去は、地方公共団体（以下「団体」という。）からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② 磁気ディスク交換やハードウェア更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフトウェア等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。 <e-Gov電子申請サービスにおける措置> ・e-Gov電子申請サービスに保存された個人番号付電子申請データは、サービス検索・電子申請機能にデータ取得後、7日後に自動的に削除される。 ※ e-Gov電子申請サービスからサービス検索・電子申請機能へのデータ取得は、バッチ処理により自動で実行する。
7. 備考	

別表_Ⅱ－5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する提供・移転先
(提供)

項番	主務省令第2条の表の項番	提供・移転先	提供	移転	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	2	全国健康保険協会	○		主務省令第2条表二の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第四条で定めるもの	医療保険給付関係情報
2	3	健康保険組合	○		主務省令第2条三の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第五条で定めるもの	医療保険給付関係情報
3	6	全国健康保険協会	○		主務省令第2条六の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令第八条で定めるもの	医療保険給付関係情報
4	13	都道府県知事	○		主務省令第2条十三の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令第十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報
5	16	市町村長	○		主務省令第2条十六の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令第十八条で定めるもの	給付の支給に関する情報
6	19	都道府県知事	○		主務省令第2条十九の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令第二十一条で定めるもの	給付の支給に関する情報
7	27	市町村長	○		主務省令第2条二十七の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令第二十九条で定めるもの	給付の支給に関する情報
8	38	都道府県知事	○		主務省令第2条三十八の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令第四十条で定めるもの	給付の支給に関する情報
9	42	都道府県知事等	○		主務省令第2条四十二の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	医療保険給付関係情報
10	48	市町村長	○		主務省令第2条四十八の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令第五十条で定めるもの	医療保険給付関係情報
11	56	日本私立学校振興・共済事業団	○		主務省令第2条五十六の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第五十八条で定めるもの	医療保険給付関係情報
12	65	国家公務員共済組合	○		主務省令第2条六十五の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第六十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報
13	69	市町村長又は国民健康保険組合	○		主務省令第2条六十九の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第七十一条で定めるもの	医療保険給付関係情報
14	83	地方公務員共済組合	○		主務省令第2条八十三の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令第八十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報
15	87	市町村長	○		主務省令第2条八十七の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令第八十九条で定めるもの	医療保険給付関係情報
16	111	厚生労働大臣	○		主務省令第2条百十一の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令第一百三十三条で定めるもの	給付の支給に関する情報
17	115	後期高齢者医療広域連合	○		主務省令第2条百十五の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令第一百七十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報

別表_Ⅱ-5. 番号法第19条第8号及び第9条第2項に対応する提供・移転先
(提供)

項番	主務省令第2条の表の項番	提供・移転先	提供	移転	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
18	125	都道府県知事等	○		主務省令第2条百二十五の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令第百二十七条で定めるもの	医療保険給付関係情報
19	131	市町村長	○		主務省令第2条百三十一の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令第百三十三条で定めるもの	医療保険給付関係情報
20	137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	○		主務省令第2条百三十七の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令第百三十九条で定めるもの	給付の支給に関する情報
21	141	独立行政法人日本学生支援機構	○		主務省令第2条百四十一の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第百四十三条で定めるもの	給付の支給に関する情報
22	145	都道府県知事又は市町村長	○		主務省令第2条百四十五の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令第百四十七条で定めるもの	給付の支給に関する情報
23	158	都道府県知事	○		主務省令第2条百五十八の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	医療保険給付関係情報
24	161	都道府県知事等	○		主務省令第2条百六十一の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	医療保険給付関係情報
25	164	都道府県知事	○		主務省令第2条百六十四の項	特定感染症検査等事業について(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	給付の支給に関する情報
26	165	都道府県知事	○		主務省令第2条百六十五の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	給付の支給に関する情報
27	166	都道府県知事	○		主務省令第2条百六十六の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	給付の支給に関する情報
28	173	都道府県知事	○		主務省令第2条百七十三の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険給付関係情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【共通情報】

個人番号、個人コード(足立区宛名コード)、世帯コード、世帯主住民コード、住記世帯コード、住記世帯主住民コード、氏名、通称名、連絡先電話番号、郵便番号、住所、生年月日、世帯主名、続柄、住民異動年月日、住民届出年月日、住民異動事由、住定異動年月日、住定届出年月日、住定異動事由、消除異動年月日、消除届出年月日、消除異動事由、送付先住所、送付先電話番号

【資格情報】

記号番号、国保主個人コード、世帯国保区分、世帯国保資格得喪失区分、世帯一般被保険者数、世帯介護2号該当被保険者数、世帯資格取得届出年月日、世帯資格取得受付年月日、世帯資格取得年月日、世帯資格取得異動事由、世帯資格喪失届出年月日、世帯資格喪失受付年月日、世帯資格喪失年月日、世帯喪失事由、資格区分、資格取得届出年月日、資格取得受付年月日、資格取得年月日、資格取得事由、資格喪失届出年月日、資格喪失受付年月日、資格喪失年月日、資格喪失事由、退職区分、退職本人区分、退職被扶養者区分、退職該当届出年月日、退職該当受付年月日、年金裁定年月日、退職該当年月日、退職非該当届出年月日、退職非該当受付年月日、退職非該当年月日、介護区分、介護適用除外区分、介護該当届出年月日、介護該当受付年月日、介護該当年月日、介護資格該当事由、介護非該当届出年月日、介護受付年月日、介護非該当年月日、介護資格喪失事由、乳幼児区分、旧被扶養者減免申請日、旧被扶養者期限、旧被扶養者該当日、旧被扶養者申請書発送日、乳幼児変更処理年月日、旧被扶養者非該当日、前期高齢者区分、前期高齢者該当処理年月日、前期高齢者該当変更処理年月日、前期高齢者該当年月日、前期高齢者該当事由、前期高齢者非該当処理年月日、前期高齢者非該当変更処理年月日、前期高齢者非該当年月日、前期高齢者非該当事由、老健該当日、老健非該当日、学遠区分、学遠処理日、学遠該当日、学遠非該当日、学遠非該当予定日、証種別、証区分、証交付日、交付場所、交付区分、交付方法、回収日、回収区分、取得前保険種別、取得前保険者番号、取得前被保険者名、取得前他保険記号、取得前他保険番号、喪失後保険種別、喪失後保険者番号、喪失後被保険者名、喪失後他保険記号、喪失後他保険番号、若年老健区分、若年老健該当年月日、若年老健非該当年月日、高齢受給者証有効期間開始年月日、高齢受給者証有効期間終了年月日、国保適用開始届出日、国保適用開始年月日、国保適用開始事由、国保適用終了届出日、国保適用終了年月日、国保適用終了事由、国保適用変更届出日、国保適用変更年月日、国保適用変更事由、被保険者ID

【口座情報】

口座銀行郵便区分、銀行コード、銀行名、支店コード、支店名、口座種別、口座番号、名義人氏名、本登録年月日、開始年月日、終了年月日、停止開始日、停止終了日、停止異動事由、本人区分、仮受付年月日、本受付年月日、公金受取口座利用有無

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【賦課情報】

賦課年度、資格状況(資格区分)、資格状況(国保退職区分)、資格状況(介護区分)、資格状況(介護退職区分)、介護2号該当年月日、旧国保被保険者該当年月日、旧国保被保険者非該当年月日、異動情報・異動事由、異動情報・異動年月日、更正情報・住民税更正理由、更正情報・住民税更正年月日、所得判明区分、民税停止区分、控配扶養者状況、譲渡所得区分、個人課非区分、月別課非区分、旧ただし書総所得金額、住民税総所得金額、給与特別控除額、軽減判定用総所得金額、所得割算定基礎、非自発的失業者軽減該当区分、非自発的失業該当日、非自発的失業非該当日、非自発的失業該当月区分、旧ただし書総所得金額(非自発的失業者軽減前)、軽減判定用総所得金額(非自発的失業者軽減前)、所得割算定基礎(非自発的失業者軽減前)、国保・所得割額、国保・所得割額(非自発的失業者軽減前)、国保・均等割額、国保・軽減均等割額、国保・加入月数、国保・加入月数(非自発的失業者期間)、介護・所得割額、介護・所得割額(非自発的失業者軽減前)、介護・均等割額、介護・軽減均等割額、介護・加入月数、介護・加入月数(非自発的失業者期間)、支援金・所得割額、支援金・所得割額(非自発的失業者軽減前)、支援金・均等割額、支援金・軽減均等割額、住民税更正年月日、住民税更正理由、所得照会票発行年月日、簡易申告書発行年月日、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、株式配当所得、投信配当所得、給与収入、給与所得(専給除く)、給与所得(専給含む)、特定支出控除、給与特別控除、公的年金収入、公的年金所得、雑所得その他、総合譲渡短期所得、総合短期譲渡特別控除額、総合短期特別控除後所得、総合譲渡長期所得、総合長期譲渡特別控除額、総合長期特別控除後所得、一時所得、一時特別控除後所得、山林所得、山林特別控除、山林所得特例特別控除、土地等超短期事業所得、土地等事業雑所得、短期譲渡一般分所得、短期譲渡一般分特別控除、短期譲渡軽減分所得、短期譲渡軽減分特別控除、長期譲渡一般分所得、長期譲渡一般分特別控除、長期譲渡特定分所得、長期譲渡特定分特別控除、長期譲渡軽減分所得、長期譲渡軽減分特別控除、長期譲渡軽減課分所得、長期譲渡軽減課分特別控除、長期譲渡居住分所得、長期譲渡居住分特別控除、株式等譲渡一般所得、株式等譲渡公開所得、株式等譲渡上場所得、株式等譲渡未公開所得、上場株式配当所得、商品先物取引所得、特例肉用牛所得、免税所得、退職所得、国保用繰越純損失、住民税繰越純損失、国保用繰越雑損失、住民税繰越雑損失、山林繰越控除、商品先物繰越控除、株式譲渡繰越控除、上場株式配当繰越控除、土地等事業繰越控除、短期一般繰越控除、短期軽減繰越控除、長期一般繰越控除、長期特定繰越控除、特定居住繰越控除、専従者給与収入、専従者給与控除、その他所得、軽減判定総所得、低所得判定用所得、負担割合判定所得、高額上位所得判定所得、高額一定以上判定所得、所得割基礎額、所得税雑損控除額、住民税雑損控除額、所得税医療費控除額、住民税医療費控除額、所得税社会保険料控除額、住民税社会保険料控除額、所得税小規模共済控除額、住民税小規模共済控除額、所得税生命保険料控除額、住民税生命保険料控除額、所得税損害保険料控除額、住民税損害保険料控除額、所得税寄付金控除額、住民税寄付金控除額、本人障害者区分、老年者区分、寡婦夫区分、勤労学生区分、控除対象配偶者区分、配偶者所得、所得税配偶者特別控除額、住民税配偶者特別控除額、老人扶養人数、同居老人扶養人数、特定扶養人数、その他扶養人数、特別障害者人数、普通障害者人数、同居特別障害者人数、軽減後の旧ただし書経過措置での控除額、軽減前の旧ただし書経過措置での控除額、フラット化控除額、所得税所得控除計、住民税所得控除計、住民税合計所得額、住民税総所得額、住民税課税標準額、賦課年度、調定年度、調定月、世帯区分、国保退職者本人数、国保退職者被扶養数、介護2号人数、介護退職者本人数、介護退職者被扶養数、賦課標準額(総所得金額)、賦課標準額(給与特別控除額)、賦課標準額(課税所得金額)、賦課標準額(固定資産税額)、算出税額(被保険数)、算出税額(所得割額)、算出税額(均等割額)、算出税額(算出合計額)、算出税額(軽減均等割額)、算出税額(軽減額合計)、算出税額(限度超過額)、算出税額(年税額)、軽減判定用総所得金額、軽減判定用被保険数、軽減割合、軽減判定用総所得金額(緩和措置前)、軽減判定旧国保被保険数、12ヶ月合計額(総所得金額)、12ヶ月合計額(給与特別控除額)、12ヶ月合計額(課税所得金額)、12ヶ月合計額(所得割額)、12ヶ月合計額(均等割額)、12ヶ月合計額(算出合計額)、12ヶ月合計額(軽減均等割)、12ヶ月合計額(軽減額合計)、12ヶ月合計額(限度超過額)、12ヶ月合計額(年税額)、12ヶ月合計額(被保険数)、課税根拠(総所得金額)、課税根拠(給与特別控除額)、課税根拠(課税所得金額)、課税根拠(所得割額)、課税根拠(均等割額)、課税根拠(算出合計額)、課税根拠(軽減均等割)、課税根拠(軽減額合計)、課税根拠(限度超過額)、課税根拠(年税額)、課税根拠(被保険数)、課税根拠(加入月数)、確定賦課額、月別賦課(合算・所得割額)、月別賦課(合算・均等割額)、月別賦課(合算・算出合計額)、月別賦課(合算・軽減均等割)、月別賦課(合算・軽減合計額)、月別賦課(合算・限度超過額)、月別賦課(合算・年税額)、月別賦課(国保・被保険数)、月別賦課(国保・所得割額)、月別賦課(国保・均等割額)、月別賦課(国保・算出合計)、月別賦課(国保・軽減均等)、月別賦課(国保・軽減合計)、月別賦課(国保・限度超過)、月別賦課(国保・年税額)、月別賦課(介護・被保険数)、月別賦課(介護・所得割額)、月別賦課(介護・均等割額)、月別賦課(介護・算出合計)、月別賦課(介護・軽減均等)、月別賦課(介護・軽減合計)、月別賦課(介護・限度超過)、月別賦課(介護・年税額)、月別賦課(支援金・所得割)、月別賦課(支援金・均等割)、月別賦課(支援金・算出合計額)、月別賦課(支援金・軽減均等割)、月別賦課(支援金・軽減合計額)、月別賦課(支援金・限度超過額)、月別賦課(支援金・年税額)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【収納情報】

収納年度、収入データ区分、収入年月日、収納年月日、納期限、収納方法、口座引落不能フラグ、今年度収入額(当月)、収納額(当月)、当月過誤納額、過誤納発生日、還付事由、還付発生日、還付発生金額、還付金額、還付支払い年月日、還付支払方法、還付済額、還付回数、充当事由、充当年月日、充当金額、督促状発行日、督促状指定納期限、公示送達年月日・納通、公示送達年月日・納付書、公示送達年月日・督促状、公示送達年月日・還付済、不納欠損年月日、不納欠損事由、時効事由、時効中断年月日、折衝記録、分納誓約年月日、分納納付開始年月、分納先入れ金額、分納誓約金額、分納誓約回数、分納誓約月数、分納メモ、納付予定日

【給付情報】

処理年月(レセプト)、点数表(レセプト)、種別(レセプト)、給付コード(レセプト)、一連番号、入外コード(レセプト)、医療機関コード、診療科、診療年月、診療開始年月日、転帰、診療実日数、患者窓口負担額、点数、決定点数、初診回数、初診回数、再診回数、指導管理料、調剤基本料、給付割合、割引、費用額、一部負担金、保険者負担金、国保優先、老人保険負担額、他法優先、患者負担額、高額療養費、一般診療点数、一般高額判定額、一般高額加算額、公費高額判定額、公費高額加算額、法制、府県、番号、受給者番号、日数、点数、公費一部負担金、一部負担金、食事日数、食事金額、標準負担金、再審査送付日、給付更正事由、振替対象フラグ、振替済区分、求償区分、75歳限度額特例フラグ、療養費申請日、療養費支払決定日、療養費支払日、給付エラーフラグ、給付ワーニングフラグ、修正前レセプト番号、寝たきり、全国共通キー、府県(処方箋医療)、点数表(処方箋医療)、処方箋医療機関コード、入院年月日、一部負担金猶予額、一部負担金申請日、高額療養費、貸付申請額、高額療養費、高額療養費(一般分)、高額療養費(退職分)、差引療養費、現物支給額、今回充当額、支給済額、支給済額高額療養費(一般分)、支給済額高額療養費(退職分)、一部負担金、限度額、支給決定区分、控除区分、多数回該当、合算、清算区分、初回支給日、追加支給日、代表レセプト番号、所得区分、未申告区分、前期高齢者外来高額区分、前期高齢者高額区分、国保世帯高額区分、若人・費用額、若人・一部負担金、国保世帯合算・高額療養費、国保世帯合算・都公費返還額、前期高齢者・外来費用額、前期高齢者・外来一部負担金、前期高齢者・外来都公費返還額、前期高齢者・外来現物支給額、前期高齢者・費用額、前期高齢者・高額療養費、前期高齢者・高額療養費内訳(外来高額)、前期高齢者・高額療養費内訳(世帯合算)、前期高齢者・都公費返還額、前期高齢者・現物支給額、前期高齢者・一部負担金、前期高齢者・一部負担金(高額対象)、前期高齢者・限度額、前期高齢者・差額加算額、前期高齢者・所得区分、経過措置世帯区分、前期高齢者・自己負担金割合、前期高齢者・申請区分、前期高齢者・人数、75歳到達限度額特例区分、4月～7月総所得金額(現年度)、4月～7月所得判明区分(現年度)、4月～7月課非区分(現年度)、8月～3月総所得金額(現年度)、8月～3月所得判明区分(現年度)、8月～3月課非区分(現年度)、4月～7月総所得金額(1年前)、4月～7月所得判明区分(1年前)、4月～7月課非区分(1年前)、8月～3月総所得金額(1年前)、8月～3月所得判明区分(1年前)、8月～3月課非区分(1年前)、4月～7月総所得金額(2年前)、4月～7月所得判明区分(2年前)、4月～7月課非区分(2年前)、8月～3月総所得金額(2年前)、8月～3月所得判明区分(2年前)、8月～3月課非区分(2年前)、4月～7月総所得金額(3年前)、4月～7月所得判明区分(3年前)、4月～7月課非区分(3年前)、8月～3月総所得金額(3年前)、8月～3月所得判明区分(3年前)、8月～3月課非区分(3年前)、4月～7月総所得金額(4年前)、4月～7月所得判明区分(4年前)、4月～7月課非区分(4年前)、8月～3月総所得金額(4年前)、8月～3月所得判明区分(4年前)、8月～3月課非区分(4年前)、4月～7月総所得金額(5年前)、4月～7月所得判明区分(5年前)、4月～7月課非区分(5年前)、8月～3月総所得金額(5年前)、8月～3月所得判明区分(5年前)、8月～3月課非区分(5年前)、医療費通知不送付フラグ、医療費通知不送付登録年月日、求償区分、求償該当年月、出産育児一時金支払額、申請日、出生児生年月日、支払決定日、支払日、支払区分、出産区分、出生児個人コード、葬祭費支払額、申請日、死亡日、支払決定日、支払日、支払区分、所得区分(該当年度)、高齢所得区分(該当年度)、高額連携元区分、高額該当区分(該当年度)、転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ(該当年度)、転居月75歳到達時特例対象年月、転居月75歳到達時特例対象者フラグ(対象年月)、高額連携先区分、高額該当区分(該当年度引継情報)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・ 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・ 券面記載の被保険者証記号
- ・ 券面記載の被保険者証番号
- ・ 券面記載の氏名(漢字)
- ・ 券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・ 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・ 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・ 被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・ DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・ 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国保情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・ 足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手方法は、既存住記システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・ 被保険者等から入手する情報は、1件ごとに4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。本人及び世帯員以外の情報が含まれていないか厳格な確認を行う。 ・ 他自治体からの調査回答の入手は、1件ごとに4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査する。 ・ マニュアルやWeb（申請画面）上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・ 「サービス検索・電子申請機能」による申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ＜国保連からの入手＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 入手元は、国保連の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連において関連性や妥当性および整合性のチェック（※）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・ 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ※ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・ 足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手方法は、既存住記システム経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・ 被保険者等から入手する情報は、予め定められたインターフェース仕様、帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・ 他自治体からの調査回答の入手は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・ 住民が「サービス検索・電子申請機能」の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜国保連からの入手＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 入手元は、国保連の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連においてあらかじめ指定されたインターフェース（※）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ※ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連の国保総合（国保集約）システムと区市町村に設置する国保総合PCおよびデータ連携用PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、国保連の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ 足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手については、ガバメントクラウド上のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・ 被保険者等から入手する情報は、予め定められた方法に基づく入手に限定することで、安全を担保している。 ・ 他自治体への照会に係る事務では、公文書での調査依頼、調査結果の受領を運用上定めており、それ以外での照会を禁止している。 ・ 住民が「サービス検索・電子申請機能」から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・ 「サービス検索・電子申請機能」の画面の誘導において 住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜国保連からの入手＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・ 被保険者等から入手する情報は、届出書等に記載された個人情報に基づき、国保システムで本人確認を行う。また、窓口にて、被保険者等から直接届出書等を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。 ・ 庁内連携システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行う。 ・ 他自治体から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・4情報に基づき、国保システムで本人確認を行う。 ・ 住民が「サービス検索・電子申請機能」から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜国保連からの入手＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 特定個人情報の入手元は、国保連の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCおよびデータ連携用PCにおいて国保連から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に、国保連が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保連に送付する前に実施済みである。 ・ さらに、国保連においても当区と同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・ 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。 ＜国保連からの入手＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 国保連から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・ 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・ 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 ・ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ＜国保連からの入手＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 国保連から配信される被保険者情報については、当区及び都内他区市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当区及び都内他区市町村の双方に配信され、当区及び都内他区市町村の職員が確認している。 ・ 国保連から配信される継続世帯確定結果については、当区から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当区の職員が確認している。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・ 足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手は、ガバメントクラウド上のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・ 被保険者等から提出された届出書等の紙媒体については、机上に放置しない等適切な管理を行い開庁時以外は施錠できる保管庫に格納している。 ・ 他自治体への照会に係る事務では、公文書での調査依頼、調査結果の受領を運用上定めていることから、送付元の自治体内にて調査結果の送付時に、庁内決裁等の手続きの中で、宛先等を確認する。 ・ 「サービス検索・電子申請機能」と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・ LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・ 「サービス検索・電子申請機能」と「e-Gov電子申請サービス」は、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ＜国保連からの入手＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 国保総合PCは、ファイアウォールで国保連のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・ データ連携用PCは、ファイアウォールで国保連および足立区国保システムのみと接続され、国保連との接続には専用線を用いる。 ・ 当区の国保総合PCおよびデータ連携用PCと国保連の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール、通信の暗号化等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することで、不適切な方法によってデータが増えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・ 国保総合PCにおいて、対象者の検索や検索結果を表示する画面には個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によるデータの漏えい・紛失へのリスクを軽減している。 ・ 国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが増えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ 国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・ 電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 ・ 電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・ 電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・ 保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・ 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・ 共通機能(団体内統合宛名機能)は、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとしており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である(業務データは中継のみで保有しない)。 ・ 共通機能(団体内統合宛名機能)へは、権限のない者の接続を認めない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・ 番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない(個人番号を物理的に表示しない)。また、国保システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御対策を行っている。	
その他の措置の内容	<国保総合PCにおける措置> 区市町村の職員等が不正にデータ抽出等を行えないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ※ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国保関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ Windows認証は、個別ID・パスワードに加え、認証用のICカードが必要である。 ・ ICカードの適切な管理について、運用ルール(発行の手続き、紛失時の手続き、ICカードリーダーにICカードを置いたまま離席しない等)が定められている。 ・ システムの利用の際には、個別ID・パスワードでの認証を必要としているため、ログイン権限のない者はシステムを利用できない。 ・ システム内の各業務の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、業務利用権限のない者は当該業務を利用できない。 <国保総合PCにおける措置> ・ Windows認証は、生体情報による認証となっている。 ・ 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証及び生体認証を実施している。 ・ なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行を禁止している。 ・ 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・ パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ 年度当初に、システムの各業務を利用する所属職員のIDを更新する。 ・ 年度当初以外の時期に異動が生じた場合は、都度、追加・削除を行う。 ・ 「サービス検索・電子申請機能」のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・ アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・ アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ ユーザーID及び権限の設定については、システム管理者のみが操作できる仕組みとなっているため、十分な管理がされている。 ・ 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。 ・ 不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム内での特定個人情報を扱う操作ログを取得し、保管している。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる 操作があった場合、操作内容を確認する。 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等、時刻、操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 ・新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をしてもらっている。 ・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、区民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・許可なく外部記憶媒体の利用はできないように制御をする。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、個別のID・パスワードに加え、認証用のICカードを所持したユーザのみに限定している。 ・申請管理システムおよび「サービス検索・電子申請機能」から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 <国保総合PCにおける措置> ・区市町村の職員等が不正にデータ抽出等を行えないように、GUIによるデータ抽出機能(※)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等、時刻、操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査される。 ・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 ※ここでのいうGUIによるデータ抽出機能とは、国保関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その実施状況を検査し報告することを受託者の要件として明記している。
-------------	--

[制限している] ＜選択肢＞
1) 制限している 2) 制限していない

- ・ 庁内にて、委託先事業者が特定個人情報情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザーIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。

< 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務 >

- ・ 取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
- ・ 運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
- ・ アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
- ・ パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

< 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 >

- ・ データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。
- ・ 移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。

[記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

- ・庁内での作業においては、委託先事業者向けユーザーIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。
- ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所での入退室管理を行っている。

<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務>

- ・操作ログを中間サーバーで記録している。
- ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。

<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。 ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・契約書において当区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託仕様書で区の許可なく受託した業務に係る個人情報を複写、複製することを禁じている。また、委託先は、本契約により受託した業務が完了したとき及び本区より返還の求めがあったときは、受託した業務に係る個人情報を返還しなければならない旨、定めている。ただし、個人情報を委託先が廃棄する場合は、委託先は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却、裁断、溶解、破碎等により処分しなければならない旨、定める。委託先が個人情報の廃棄及び消去を行ったときには、その結果について、廃棄又は消去した帳票名又はファイル名、個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、処理日、担当者名等を明示した文書の報告を受ける。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は、本契約により受託した業務が完了したとき及び本区より返還の求めがあったときは、受託した業務に係る個人情報を返還しなければならない旨、定める。ただし、個人情報を委託先が廃棄する場合は、委託先は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却、裁断、溶解、破碎等により処分しなければならない旨、定める。委託先が個人情報の廃棄及び消去を行ったときには、その結果について、廃棄又は消去した帳票名又はファイル名、個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、処理日、担当者名等を明示した文書をもって本区に報告することとする。 ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供、開示、漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還、廃棄、消去 ・セキュリティ事故発生時の報告 ・安全管理体制の報告、資料提出 ・厳重な保管 ・再委託に係る規定 ・公表措置及び損害賠償義務に係る規定	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜選択肢＞ [十分にしている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・ 再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・ 再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。 ・ 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・ セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること ・ 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・ クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・ 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞ ・ 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・ セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること ・ 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・ 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・ データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・ 移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・ 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・ 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・ 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・ 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・ 国保システムと連合会の「国保情報集約システム」とのデータ連携においては、保険者ネットワークという閉域網を利用し、さらに区と国保連との間のデータを暗号化して通信する。また、国保連システム端末とデータ連携用PCとの間及び国保連システム端末と国保システムとの間は、ファイアウォールにより相互の通信が行えないように制御する。 ・ データ連携用PCはファイルを自動連携する機能を持ち、国保システムと「国保情報集約システム」との間で相互の通信が行えないように制御する。 ＜取りまとめ機関における措置＞ ・ 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	
[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] ＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ 提供は庁内システム間連携のみとし、連携時のログにより確認できる。 ・ 他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、情報提供の記録を保管している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・ 庁内組織間でのデータ連携については、予め定められた仕様に基づく自動連携であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。 ・ 他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員による確認を行い、提供記録を保管している。
その他の措置の内容	・ 端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ 庁内連携システムを介しての連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバー間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・ 庁内連携システムを介しての連携については、予め定めた仕様に基づき、自動的にデータを抽出し、データを提供しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。 ・ 他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を相手に提供することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ ・ 特定個人情報の照会が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・ 中間サーバーへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・ 中間サーバーへの処理要求のログや認証ログなどから、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。 ・ 操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・ 特定個人情報の照会が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・ 番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、職員および関係者への周知を実施する。 ・ 個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェア(中間サーバー・プラットフォームの機能を実現するソフトウェア)における措置＞ ・ 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・ 中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバー・ソフトウェアを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜国保システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ・ 中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、国保システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク、サーバー間通信及びガバメントクラウドとの専用線接続に限定されるため、安全が確保されている。 ・ 国保システムサーバには、ウイルス対策ソフトを導入するとともに、ウイルス対策ソフトのシグネチャ及びOSの更新プログラムの配信を受けて適用する ＜国保システム運用における措置＞ — ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 中間サーバー・ソフトウェアは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・ 中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの運用における措置＞ —		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜国保システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ・ 情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、国保システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。 ＜国保システムの運用における措置＞ — ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 中間サーバー・ソフトウェアは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ — ＜中間サーバー・プラットフォームの運用における措置＞ —	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ ・国保システムが接続するガバメントクラウド上の基幹系ネットワークのセグメントは、「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針」において、例外的に認められている、必要最低限の通信であるセキュリティ更新プログラムの取得、プロキシ経由のセキュリティパッチ取得に必要となる通信、マネジメントコンソールとの接続を除き、インターネットとの接続を禁止している。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境（本番環境）は、デジタル庁の整備する通信制御によりインターネット接続を行えない。インターネット接続を行う環境は、本番環境とは別環境として構成される運用管理環境内に、さらにインターネット接続を行うための仮想プライベートクラウドを構成する。本番環境との必要な通信は、足立区のガバメントクラウド環境内において、ホワイトリスト方式で通信を許可したうえで、更にインターネット接続環境が本番環境の代わりに、ドメインによるホワイトリスト方式によりウイルス対策ソフト及びセキュリティ更新プログラムに必要な通信に限定し、インターネット通信を行う。 ・インターネット接続から利用するガバメントクラウドのクラウドインフラを操作するためのマネジメントコンソールとの接続は、デジタル庁の整備するガバメントクラウドアシスタントサービス（GCAS）による利用者認証が必須であり、また、デジタル庁の整備する通信制御により、格納されたデータへのアクセスが不可能である。 ・各サーバがウイルス対策ソフトのサービス及び更新プログラムの適用を受けられるように、運用管理環境においてそれらのサービスを提供する。 ・権限を有する職員のみが情報照会を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な照会が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・ソフトウェアは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、情報照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバー・プラットフォームの運用における措置＞ —	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ ・ 特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・ 中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログや認証ログなどから、不正な提供が行われていないことを適宜確認する。 ・ 操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・ 特定個人情報の提供が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・ 職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・ 個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバー・ソフトウェアにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・ 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・ 中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ —	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ ・国保システムが接続するガバメントクラウド上の基幹系ネットワークのセグメントは、「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針」において、例外的に認められている、必要最低限の通信であるセキュリティ更新プログラムの取得、プロキシ経由のセキュリティパッチ取得に必要な通信、マネジメントコンソールとの接続を除き、インターネットとの接続を禁止している。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境(本番環境)は、デジタル庁の整備する通信制御によりインターネット接続を行えない。インターネット接続を行う環境は、本番環境とは別環境として構成される運用管理環境内に、さらにインターネット接続を行うための仮想プライベートクラウドを構成する。本番環境との必要な通信は、足立区のガバメントクラウド環境内において、ホワイトリスト方式で通信を許可したうえで、更にインターネット接続環境が本番環境の代わりに、ドメインによるホワイトリスト方式によりウイルス対策ソフト及びセキュリティ更新プログラムに必要な通信に限定し、インターネット通信を行う。 ・インターネット接続から利用するガバメントクラウドのクラウドインフラを操作するためのマネジメントコンソールとの接続は、デジタル庁の整備するガバメントクラウドアシスタントサービス(GCAS)による利用者認証が必須であり、また、デジタル庁の整備する通信制御により、格納されたデータへのアクセスが不可能である。 ・各サーバがウイルス対策ソフトのサービス及び更新プログラムの適用を受けられるように、運用管理環境においてそれらのサービスを提供する。 ・権限を有する職員のみが情報提供を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な提供が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの運用における措置＞ —	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ 提供方式を情報提供ネットワークシステムによる提供に限定することで、誤った相手に提供してしまうリスクを軽減する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・ 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・ 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ —	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・ 中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・ 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・ 中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・ 中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・ 特定個人情報の管理を団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜足立区における措置＞ ・ 業務システム、中間サーバー・プラットフォーム接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して、年1回研修を実施している。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<足立区における措置> ・ 特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・ 特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。 ・ データ連携用PCおよび連携サーバは、本庁舎内のサーバ室に設置しており、入退室管理および監視カメラの設置などの物理的対策を講じている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はサーバー室内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・ 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <e-Gov電子申請サービスにおける措置> ・ e-Gov電子申請サービスは、日本国内でデータを保管し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守することで、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクを防止している。

⑥技術的対策	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<足立区における措置> ・足立区とガバメントクラウド間は専用回線を敷き、サーバーへのアクセスを制限している。 ・電子情報を保護するため、足立区情報セキュリティ対策に関する要綱に基づいた電子情報の管理を行っている。 ・「サービス検索・電子申請機能」と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。また、LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム等のガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <国保総合(国保集約)システムの保管・消去> 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・区市町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上およびデータ連携用PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 <e-Gov電子申請サービスにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能とe-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
⑦バックアップ	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	保管している <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・サーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。

その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・ 氏名、住所等の情報については、既存住記システムを介して、常に最新情報に更新している。 ・ 申請管理システムでは、申請データの再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・ 連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去(復元できない方法で削除するなど)する。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 国保総合PCおよびデータ連携用PCに登録した情報はサーバーのみに保存され、国保総合PCおよびデータ連携用PCに保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・ 国保総合PCおよびデータ連携用PCに登録した情報については、被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている2) 定めていない	
手順の内容	・ 保存年限は原則資格喪失後7年間とし、期限を経過した情報はデータ消去する。 ・ 申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ・ 管理システム及び連携サーバ内などの不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・ 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ 国保総合PCおよびデータ連携用PCにおける措置 ・ 国保総合PCおよびデータ連携用PCに登録した情報はサーバーのみに保存され、国保総合PCおよびデータ連携用PCに保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・ 国保総合PCおよびデータ連携用PCに登録した情報については、被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・ 「サービス検索・電子申請機能」に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。 ＜e-Gov電子申請サービスにおける措置＞ ・ e-Gov電子申請サービスに保存された個人番号付電子申請データは、「サービス検索・電子申請機能」にデータ取得後、7日後に自動的に削除される。 ※ e-Gov電子申請サービスから「サービス検索・電子申請機能」へのデータ取得は、バッチ処理により自動で実行する。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託事業者が他区の同種の受託業務で情報漏えい等の事故を起こした時であっても、直ちに報告を受けその原因分析及び再発防止策を講じさせることとする。

<取りまとめ機関における措置>

- ・ 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<足立区における措置> ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。 ・足立区情報セキュリティ対策に関する要綱に基づき、システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<足立区における措置> 全項目評価書の記載内容について、特定個人情報保護委員会が発行するガイドライン及び区が作成する監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <国保総合(国保集約)システム> ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連にも同様の報告を求めることにする)。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<足立区における措置> ・職員に対し、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修等を実施する。 ・事業者には、事業の従事者に対し、委託契約の仕様に個人情報保護や情報セキュリティに関する教育又は研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とならう。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>

- ・ 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	開示請求の手続きについては、以下のホームページに掲載している。 http://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/ku/mado/joho-kajisekyu.html
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料はかからないが、写しを交付する場合は実費の負担が生じる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険資格事務ファイル 国民健康保険料賦課事務ファイル 国民健康保険料収納管理事務ファイル 国民健康保険給付事務ファイル 国民健康保険料滞納整理事務ファイル 国民健康保険保健事業事務ファイル
公表場所	当区のWebサイト(https://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/kusei-kojinnjouhoufile.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	足立区区民部国民健康保険課 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話: 足立区国民健康保険課 03-3880-5851
②対応方法	・ 問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・ 情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、政策経営部区政情報課情報公開担当に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	足立区パブリックコメント実施要綱に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和7年8月4日から令和7年9月2日まで
③期間を短縮する特段の理由	該当なし
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	記載なし	(略) ※申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合も含む。 ※区民等への通知については、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。 (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	(略) [○]その他(国保滞納管理システム・介護保険システム)	(略) [○]その他(国保滞納管理システム・介護保険システム・申請管理システム)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	記載なし	サービス検索・電子申請機能	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	記載なし	・【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 ・【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面または機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	記載なし	(略) [○]その他(申請管理システム、e-Gov電子申請サービス)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に応当する。
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	記載なし	申請管理システム	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に応当する。
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	記載なし	・【連携サーバ】 「サービス検索・電子申請機能」で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 ・【申請管理システム】 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。および電子申請データを地方公共団体の基幹システムに連携する(受け渡す)機能。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に応当する。
令和7年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	記載なし	(略) [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(国保システム、サービス検索・電子申請機能) (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に応当する。
令和7年8月1日	(別添1)事務の内容		【国保事務の内容図】の修正	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に応当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	(別添1)事務の内容 (備考)	1. 住民情報の連携 ①各種住民情報を庁内連携システム経由で取得する。 (略)	1. 住民情報の連携 ①各種住民情報を庁内連携システム(データ連携機能)経由で取得する(既存住基システムからの連携は個人番号を含む)。 (略)	事前	【国保事務の内容図】と記載を合わせるための補記なので、重要な変更には該当しない。
令和7年8月1日	(別添1)事務の内容 (備考)	(略) 2. 各種届け出、申請の受付(マイナポータル ぴったりサービスからの申請含む) (略) 3. 納付済み情報の取得・登録・送付 ⑩納付書発行データをマルチペイメントNWシステムを経由して送付する。 (略)	(略) 2. 各種届け出、申請の受付(マイナポータル 「サービス検索・電子申請」からの申請含む) (略) 3. 納付済み情報の取得・登録・送付 ⑩納付書発行データをマルチペイメントNWシステムおよび共通納税システムを経由して送付する。 (略)	事前	名称の変更およびeL-QRを活用した公金収納が開始されることに伴う修正であり、重要な変更には該当しない。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ④入手方法	(略) [○]その他()	(略) [○]その他(サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更には該当する。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑧使用方法	以下の場合に特定個人情報を利用する。 1.申請書、届出書等を受理する場合 特定個人情報が記載された申請書、 届出書等を受理審査する。 (略)	以下の場合に特定個人情報を利用する。 1.申請書、届出書等を受理する場合 ①特定個人情報が記載された申請書、 届出書等を受理審査する。 ②「サービス検索・電子申請機能」を 通じて申請、届出等された電子申請 データの受理審査をする。 (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更には該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法情報の突合	被保険者本人又は代理人、他部署から入手した情報(レコード)は、個人番号、もしくは氏名・生年月日・性別・住所の4情報により、他市町村等(中間サーバー)から入手した情報(レコード)は、個人番号により突合する。	①被保険者本人又は代理人、他部署から入手した情報(レコード)は、個人番号、もしくは氏名・生年月日・性別・住所の4情報と突合する。 ②他市町村等(中間サーバー)から入手した情報(レコード)は、個人番号と突合する。 ③「サービス検索・電子申請機能」から入手した情報(レコード)は、申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報(利用者証明用電子証明書のシリアル番号と宛名番号)と突合する。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	(10)件	(11)件	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する(区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした)
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ⑥委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	事後	社名変更に伴う修正であり、重要な変更該当しない。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11	記載なし	申請管理システム運用保守委託	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する(区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした)。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ①委託内容	記載なし	申請管理システムにて行う各種処理の実行	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する(区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ②取扱い委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	[特定個人情報ファイルの一部]	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する(区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした)。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ②取扱い委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する(区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした)。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ②取扱い委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	足立区国保被保険者(資格喪失した被保険者を含む)及び擬制世帯主(過去に擬制世帯主であった者を含む)	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する(区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした)。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ②取扱い委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する(区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人未満	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する（区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした）。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[○]その他(足立区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。)	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する（区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした）。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	下記「⑥委託先名」に記載のとおり。また、足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する（区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした）。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 ⑥委託先名	記載なし	日本電気株式会社	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する（区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした）。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項11 再委託 ⑦再委託の有無	記載なし	再委託する	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する（区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした）。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11 再委託 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する（区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした）。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11 再委託 ⑨再委託事項	記載なし	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、運用作業の一部を再委託先に委託する。	事前	申請管理システムの保守委託を追加することに伴う変更は、重要な変更該当する（区としてはすでに委託していたが、国保業務としては委託していなかったため「事前」とした）。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(略)	(略) <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能に関しては、常時施錠されたオペレーションルームにて個人番号付電子申請データを管理しており、入退室には指紋認証等の厳重な入退室管理を実施している。 ・事業者に関しては、事前に本番アクセスの申請を許可された者のみ個人番号付電子申請データベースへのアクセスを可能としている。 ・サービス検索・電子申請機能は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。 (下段に続く)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			(上段の続き) ＜e-Gov電子申請サービスにおける措置＞ ・e-Gov電子申請サービスに関しては、個人番号付電子申請データに事業者がアクセスできないようにアクセス制御を実施している。 ・e-Gov電子申請サービスは、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守の上、日本国内で個人番号付電子申請データを保管している。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜足立区における措置＞ (略)	＜足立区における措置＞ (略) ②共有フォルダに一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、完全に消去する。 ③連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去する。 (略) ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。 ＜e-Gov電子申請サービスにおける措置＞ ・e-Gov電子申請サービスに保存された個人番号付電子申請データは、サービス検索・電子申請機能にデータ取得後、7日後に自動的に削除される。 ※ e-Gov電子申請サービスからサービス検索・電子申請機能へのデータ取得は、バッチ処理により自動で実行する。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(略)	(略) ・マニュアルやWeb(申請画面)上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・「サービス検索・電子申請機能」による申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。 ＜国保連からの入手＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に該当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(略)	(略) ・住民が「サービス検索・電子申請機能」の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜国保連からの入手＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に該当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(略)	(略) ・住民が「サービス検索・電子申請機能」から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・「サービス検索・電子申請機能」の画面の誘導において 住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜国保連からの入手＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(略)	(略) ・住民が「サービス検索・電子申請機能」から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜国保連からの入手＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に 該当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(略)	(略) ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ＜国保連からの入手＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に 該当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(略)	(略) ・「サービス検索・電子申請機能」と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・「サービス検索・電子申請機能」と「e-Gov電子申請サービス」は、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ＜国保連からの入手＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に 該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・執行の管理 具体的な管理方法	(略)	(略) ・「サービス検索・電子申請機能」のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に該当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(略)	(略) 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に該当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	(略)	・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 ＜国保総合PCにおける措置＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更 に該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・許可なく外部記憶媒体の利用はできないように制御をする。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザーのみが、特定の端末で実施することに限定している。 (略)	・許可なく外部記憶媒体の利用はできないように制御をする。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、個別のID・パスワードに加え、認証用のICカードを所持したユーザのみに限定している。 (略)	事前	令和8年度の端末入替に伴い、端末での制御ではなくなることに伴う記載の修正であり、重要な変更に応当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(略)	(略) ・申請管理システムおよびサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ＜国保総合PCにおける措置＞ (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に応当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(略)	＜足立区における措置＞ (略) ・データ連携用PCおよび連携サーバは、本庁舎内のサーバ室に設置しており、入退室管理および監視カメラの設置などの物理的対策を講じている。 (略) ＜e-Gov電子申請サービスにおける措置＞ ・e-Gov電子申請サービスは、日本国内でデータを保管し、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等を遵守することで、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクを防止している。	事前	・連携サーバは、以前から区として設置していたが、国保業務としては新規利用のため「事前」とした(データ連携PCについては記載漏れのため追記)。 ・マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に応当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略)	<足立区における措置> (略) ・「サービス検索・電子申請機能」と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。また、LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 (略) <e-Gov電子申請サービスにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能とe-Gov電子申請サービスは、専用線であるGSS G-Net回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報の古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	(略)	(略) ・申請管理システムでは、申請データの再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・連携サーバに一時的に保管した個人番号付電子申請データは、申請管理システムへ連携後、速やかに完全消去(復元できない方法で削除するなど)する。 (略)	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(略)	(略) ・申請管理システム及び連携サーバ内などの不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 (略) <サービス検索・電子申請機能における措置> ・「サービス検索・電子申請機能」に保存された個人番号付電子申請データは、申請から5営業日後に自動的に論理削除され、申請から60日後に自動的に物理削除される。 <e-Gov電子申請サービスにおける措置> ・e-Gov電子申請サービスに保存された個人番号付電子申請データは、「サービス検索・電子申請機能」にデータ取得後、7日後に自動的に削除される。 ※ e-Gov電子申請サービスから「サービス検索・電子申請機能」へのデータ取得は、バッチ処理により自動で実行する。	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に該当する。